

中部身体障害者福祉会館の指定管理者制度導入についての検証

1 指定管理者 財団法人 川崎市身体障害者協会

(1) 指定管理者	財団法人 川崎市身体障害者福祉協会 (川崎市川崎区大島1-8-6)
(2) 指定期間	平成18年4月1日 ~ 平成23年3月31日
(3) 業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者への助言・指導・相談業務 ・ボランティアの育成及び援助 ・会館の維持管理に関する業務

2 検証結果

項 目	検 証
<p>1 最適な公共サービスの手法の選択</p> <p>(1) 最適な公共サービス提供主体の選択</p> <p>① 法制度上の必要性</p> <p>② サービスの制度趣旨や社会状況</p> <p>③ サービスの質を担保する仕組みの存在</p> <p>(2) 効率的な運営手法の検討</p> <p>① 市民満足度の高いサービス提供</p> <p>② 施設運営の継続性、安定性、公平性の確保</p> <p>③ 効率的、効果的な運用の確保</p>	<p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条に規定 市が事業報告書の確認の他に、指定管理者による業務実施状況を確認し、随時、管理物件に立ち入ることができる。 市が、指定管理者の業務に関して、説明を求めることができ、業務の改善を勧告できる。</p> <p>独自に運営委員会を組織し、年1回開催し、福祉会館の民主的な運営に努めているおり、質の高いサービスを提供している。 利用者の処遇向上及び職員の質の向上のために、研修を実施しており、施設の安定運営等を確保できるよう努めている。 障害者及びボランティアの意思等を反映し、効果的な運営を行うため、障害者団体・関係機関等の代表者による「中部身体障害者福祉会館運営委員会」を組織し、年1回開催している。</p>
<p>2 サービス向上等</p> <p>(1) 安定性</p> <p>(2) 公平性</p> <p>(3) 専門性</p> <p>(4) 創意工夫</p>	<p>利用者の個別ニーズを把握した上で、必要なサービスを安定的に提供している。 利用者の障害の状況等を把握しており、各利用者の要望に応えられるよう努めている。 障害の状況等を十分考慮した上で、共生の理念のもと事業を行っている。 各種講習会の開催等による努力の姿勢が見られ、利用者数の増加に繋げている。</p>
<p>3 コスト検証 算定方法</p>	<p>利用料収入が年々増加傾向にあり、収入が支出を大きく上回っているため、指定管理料の算定について、検証する必要がある。</p>
<p>4 施設の安全性 大規模修繕の必要性</p>	<p>築22年のRC造であり、当面軽微なものを除いた修繕は必要ない。</p>
<p>5 総 括 成 果</p>	<p>誰もが安心して施設を利用できるよう、充実したサービスの提供を図るとともに、地域における施設の理解を進め、地域福祉の促進を図ることができた。 具体的には、作業室や障害者生活支援センターで提供するサービスの充実を図ることができた。今後も、業務実施状況を引き続き確認したり、改善勧告を行う必要があることから、指定管理者制度を存続することが望ましい。</p>